

## 名古屋第一赤十字病院院内感染防止対策指針

名古屋第一赤十字病院（以下「病院」という。）は、病院の理念に基づき、患者の皆様および病院従業員（以下「病院職員」という。）に安全で快適な医療環境を提供するため、感染防止および感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を以下のとおり定める。

### 1 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため院内感染防止対策を全病院職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう、本指針を作成する。

### 2 感染管理室の設置

- 1) 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、病院長直属の感染管理室を設置する。
- 2) 感染管理室の業務、組織および運営等については、「名古屋第一赤十字病院感染管理室規定」に定める。

### 3 院内感染防止対策委員会および Infection Control Team（以下 ICT）・抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team：以下 AST）の設置

- 1) 院内感染防止対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。
  - ①院内感染防止対策委員会（以下 ICC）
  - ②Infection Control Team（以下 ICT）
  - ③抗菌薬適正使用支援チーム  
(Antimicrobial Stewardship Team（以下 AST）)
- 2) 前項に規定する ICC および ICT・AST の組織および運営等については、「院内感染防止対策委員会規定」に定める。

### 4 職員研修

- 1) 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- 2) 職員研修として、全病院職員を対象に年 2 回以上講習会を開催する。また、必要に応

じて随時開催する。

- 3) 研修の開催結果は、記録を保存する。

## 5 院内感染対策

- 1) 地域の流行感染症や新興感染症の情報収集をする。
- 2) 院内感染の拡大を防止するため、感染症の発生状況を ICC を通じて全病院職員に速やかに周知する。
- 3) 院内感染発生時は、疑いの場合を含め院内感染の発生した部署の病院職員が直ちに ICT に連絡し、ICT はその状況および患者への対応等を病院長ならびに院内感染防止対策委員長に報告する。
- 4) 発生部署の病院職員および ICT は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。
- 5) 新興感染症に対する院内感染対策を実行する。
- 6) 院内感染に対する改善策の実施結果は、ICC を通じて速やかに全病院職員へ周知する。
- 7) 抗菌薬適正使用に必要な情報を収集提供し適正な使用を支援する。
- 8) 感染症患者の早期発見と検査治療を支援する

## 6 患者への情報提供と説明

- 1) 本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- 2) 疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

## 7 病院における院内感染防止対策の推進

- 1) 病院職員は、自らが健康保持に努め定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- 2) 院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の別紙「院内感染防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- 3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

平成 20 年 12 月 1 日 作成

平成 26 年 10 月 1 日 改訂

平成 30 年 4 月 1 日 改訂